

# 新営業許可区分

令和3年6月1日施行

	区分	許可業種
1	調理業	飲食店営業
2	調理業	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 ※4
3	販売業	食肉販売業 ※5
4	販売業	魚介類販売業 ※5
5	販売業	魚介類競り売り営業
6	処理業	集乳業
7	処理業	乳処理業
8	処理業	特別牛乳搾取処理業
9	処理業	食肉処理業
10	処理業	食品の放射線照射業
11	製造・加工業	菓子製造業
12	製造・加工業	アイスクリーム類製造業
13	製造・加工業	乳製品製造業
14	製造・加工業	清涼飲料水製造業
15	製造・加工業	食肉製品製造業
16	製造・加工業	水産製品製造業
17	製造・加工業	冰雪製造業
18	製造・加工業	卵製造業
19	製造・加工業	食用油脂製造業
20	製造・加工業	みそ又はしょうゆ製造業
21	製造・加工業	酒類製造業
22	製造・加工業	豆腐製造業
23	製造・加工業	納豆製造業
24	製造・加工業	麺類製造業
25	製造・加工業	そうざい製造業（そうざい半製品を含む）
26	製造・加工業	複合型そうざい製造業
27	製造・加工業	冷凍食品製造業
28	製造・加工業	複合型冷凍食品製造業
29	製造・加工業	漬物製造業
30	製造・加工業	密封包装食品製造業
31	製造・加工業	食品の小分け業
32	製造・加工業	添加物製造業

※4 コップ式自動販売機で自動洗浄装置等の危害発生防止装置を有し、屋内設置の場合等は営業届出対象

※5 包装済みの食品のみを取り扱う場合は営業届出対象